

議第66号

令和3年度高島市水道事業会計利益の処分および決算の認定について
上記の議案を提出する。

令和4年8月31日

高島市長 福井正明

令和3年度高島市水道事業会計利益の処分および決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和3年度高島市水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、令和3年度高島市水道事業会計決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。